

令和8年改正個人情報保護法

その統計データ、本当に 「個人情報ではない」と言えますか？

統計データ作成サービスと個人情報保護法 ― 現行法の委託構成と令和8年改正法の統計作成等特例

弁護士法人三宅法律事務所 弁護士 渡邊 雅之／越田 晃基

2026年6月5日（金）13:00～14:30 Zoomウェビナー

各概念の理解を深める

「氏名を消せばOK？」
個人データ性の判断構造を知る

現行法で安全に作る

委託構成を契約・仕様・運用に
落とし込む（土台）

改正法を使いこなす

統計作成等特例の使いどころと
限界（本日の重点）

★ POINT

本日は特に「令和8年改正法でどう設計できるか」に重心を置く。

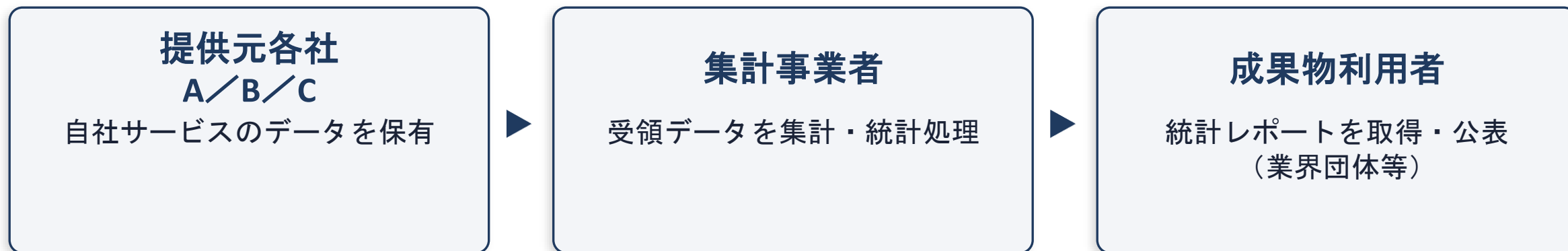
部	テーマ	重み
序	問題提起と全体像	○
I	共通の出発点「提供元基準」	○
II	現行法のベースライン（委託構成）	○ 実務に落とし込む
III	令和8年改正法（統計作成等・30条の2/3）	◎ 本日の中心
IV	使い分けと改正移行の実務	◎

★ POINT

現行法は土台として要点のみ、改正法を厚く扱う。

4

本日の具体例（中立化した登場人物）



役割を分けて捉える —— 調査・公表＝成果物利用者／提供＝提供元各社／集計＝集計事業者

★ POINT 外部提供を伴う以上、法的整理は不可避。

氏名を消したから
個人情報でない？

マスキング済みだから
第三者提供でない？

統計に使うだけだから
自由に集約できる？

— 本当に？ —

★ POINT いずれも個人データ性の判断構造を踏まえず、設計の前提が崩れる。

段階	中心の問い	主条文
① 提供	第三者提供か／同意の代替根拠は	27条1項
② 処理	委託範囲・複数社データの扱い	27条5項1号
③ 出力	個人データか統計情報か	2条1項
④ 改正	30条の2特例はどう効くか(本日の重心)	2条13項・30条の2

★ POINT 4論点は独立。本日は④を厚く掘り下げる。

第 I 部

共通の出発点 — 「提供元基準」

マスキング済みでも個人データの第三者提供にあたり得る

どちらも個人情報

① 単独識別
氏名・生年月日
その他の記述等

② 容易照合性
単独では識別できないが
他の情報と容易に照合 → 識別

容易照合性は事業者ごとに相対的に判断される

★ POINT 該当性は提供データ単体でなく「保有情報との照合可能性」も含めて判断。

観点	提供元基準（採用）	提供先基準（従前有力）
判断主体	提供元（A社）	提供先（B社）
A社で照合可なら	個人データの提供＝同意原則必要	—
B社で照合不可なら	A社基準でなお該当し得る	提供に当たらず同意不要

★ POINT 第三者提供の評価は「提供元の保有情報を基礎」に行う（提供元基準）。

提供元

- 自社DB（会員ID・取引履歴）と提供データを容易に照合可能
- → 提供元にとっては「個人データ」

集計事業者（提供先）

- 照合先となる元データを持たない
- → 単体では個人を識別できない

判定は【提供元基準】 → 提供元で識別可能な情報の提供は「個人データの第三者提供」になる

★ POINT

提供先で識別できなくても、提供元基準で27条の規律が及ぶ（現行・改正に共通）。

区分	項目(例)	照合リスク
提供しない	氏名・詳細住所・電話番号	—
提供する	年代・性別・都道府県・業種・取引量・単価	集計事業者では低／提供元では履歴と照合可

このケースでも第三者提供に該当する(提供元基準)

★ POINT

氏名を消しても、提供元側で照合できれば個人データのまま。

マスキング済みデータ
＝ 提供元基準により
「個人データの第三者提供」にあたり得る

★ POINT

設計は「提供は原則として個人データの第三者提供」という前提から始める。

第Ⅱ部

現行法のベースライン（委託構成）

委託構成を契約・仕様・運用に落とし込む――改正法を理解する土台

原則＝本人同意

個人データの第三者提供は、あらかじめ
本人同意が必要（27条1項）

全員同意は運用不能

対象が数十万～数千万人に及び、事後の
全員同意取得は成立しない

同意者のみ→偏り

同意者だけが対象となり、サンプルバイ
アスで代表性が毀損

★ POINT

提供は原則同意。だが規模・代表性ゆえ同意ベース設計は非現実的。

根拠	条文	適合性
委託	27条5項1号	◎ 現行法の標準
共同利用	27条5項3号	△ 流動性ゆえ不適合
事業承継	27条5項2号	× 類型的に不該当
統計作成等特例	改正案30条の2	○ 施行後の新ルート(後述で詳説)

★ POINT

現行法＝委託が中心。改正後は特例提供が並走する（本日の中心）。

構成	不適合の理由
共同利用の要件	利用目的・共同利用者の範囲・管理責任者等の事前通知／容易に知り得る状態
共同利用の難点	提供元範囲の事後変動／各社目的の事前統一が困難／予測可能性の確保が非現実的
事業承継	合併・分割・事業譲渡等に伴う提供の種類
事業承継の難点	並列で参加する協働構造には典型的に該当しない

★ POINT

協働構造の流動性ゆえ、共同利用・事業承継は本サービスに馴染みにくい。

委託構成の根拠（法27条5項1号）

委託に伴う提供は、第三者提供から除外される

- 「利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合」（27条5項1号）
- 柱書により、提供を受ける者は「第三者に該当しないものとする」
- 提供元が集計事業者「統計データ作成・集計処理業務」を委託する関係を構築する
- 本人から見て当該個人データの取扱主体に変動がない関係を作ることが核心

★ POINT

委託構成は「本人から見た取扱主体の同一性」を維持する設計である。

要素	内容	欠けると
① 決定権	取扱方法の決定権は委託元にある	第三者提供と評価
② 補助関係	受託者の処理は委託元業務の補助にとどまる	//
③ 独自利用なし	受託者が独自の事業目的で受領データを使わない	27条1項違反の危険

★ POINT

契約名義ではなく実態で判断される。いずれか欠ければ違法評価のリスク。

○ 良い特定

- 「統計データ作成・集計処理業務」と明記
- 提供データ項目を特定
- 処理内容・出力物の範囲を特定

× 抽象的指定

- 「データ分析」
- 「市場調査支援」
- → 後の解釈論争を招く

★ POINT

委託先は委託範囲内でのみ同意なく取扱可。範囲は契約・仕様書で具体的に画定する。

委託構成の成否を左右する中心論点

- 集計事業者はDB・分析モデル・AIモデル・業界知見を事業基盤として蓄積している
- 受領データを事業基盤に取り込むことは事業者として合理的な行動だが...
- 委託構成の観点からは致命的な問題を生じさせ得る
- 「委託業務の遂行」と「自社の利益のための取扱い」を峻別する必要がある

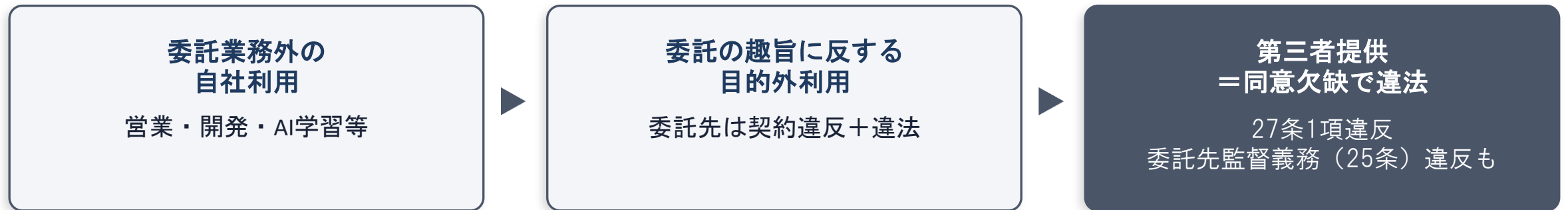
★ POINT

委託構成の成否は「受領データの自社目的利用」の有無で決まる。

	独自利用の例
①	自社営業のためのリード生成
②	既存／新規サービスの開発
③	AI・分析モデルの学習データ転用
④	他クライアント案件への流用
⑤	自社独自DBへの統合・蓄積
⑥	業界レポート等への二次利用

★ POINT

いずれも委託本来目的を逸脱し、集計事業者自身の利益のための取扱いとなる。



★ POINT

委託の枠を超える取扱いは、第三者提供として違法評価のリスクを負う。

区分	具体化のポイント
利用目的の限定	受領データの利用目的を委託業務の範囲に厳格限定
禁止の列挙	営業・サービス開発・AI学習・他案件転用・独自DB構築等を網羅的に例示
違反時の措置	損害賠償／契約解除／データ削除義務／報告義務を明記

★ POINT

抽象的な「秘密保持」「目的外利用禁止」よりも、具体的・網羅的な例示が有効。

a 適切な選定

安全管理水準を確認して委託先を選ぶ

b 契約締結

安全管理を担保する委託契約を結ぶ

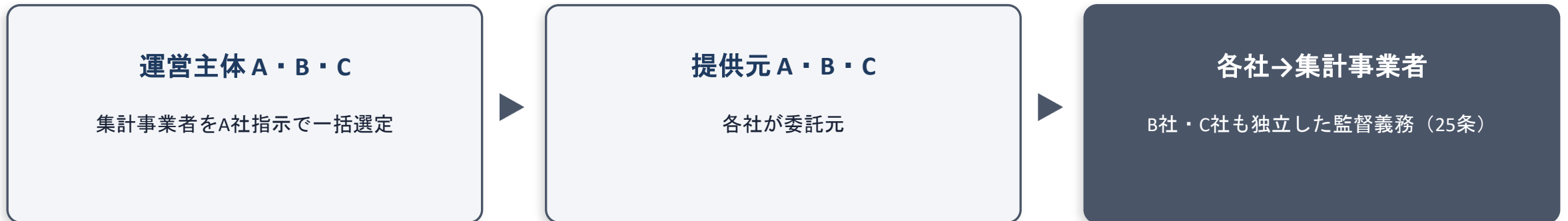
c 取扱状況の把握

委託先の取扱状況を継続的に把握する

委託元は、安全管理が図られるよう「必要かつ適切な監督」を行う

★ POINT

監督義務は、契約による義務付け・必要な措置・定期把握の三層構造を持つ。



各社の取扱データの性質・リスクに応じて個別に確認・補強する

★ POINT

運営主体の選定では、たとえ主体的な選定でなくとも、各提供元の委託先監督義務は免除されない。

側面	内容(例)
組織的	責任者の設置・取扱規程・点検・監査体制
人的	従業員の教育・誓約・監督(24条)
物理的	区画管理・機器の盗難防止・持出制限
技術的	アクセス制御・暗号化・ログ取得・不正アクセス対策

★ POINT

委託契約で安全管理措置の水準を合意し、確認できる状態にする。

項目	内容
再委託	事前同意制／再委託先にも同等の規律を承継させる
漏えい時報告	委員会への報告(26条1項)／本人への通知(26条2項)の連絡フロー
委託元の権限	監査・報告徴求権限を契約で確保する

★ POINT

有事の連絡フローと委託元の介入権限を、平時から契約で定めておく。

○ 各社別処理

- A・B・Cをテナント分離
- アクセス権限・処理パイプラインを分離
- 各社別に集計値を作成

△ 区別なき混合 (事案により×)

- 区別なく1つのDBへ蓄積
- 共通パイプラインで一律処理
- 各委託範囲を越える取扱いの蓋然性

★ POINT

各提供元は別個の委託元。個票レベルの混合は現行法下では原則回避する。

論点	内容
原則	複数委託元から受けた個人データは「本人ごとに突合できない」
許可を得ても	委託の枠を超える処理と評価される蓋然性が高い
実装するには	本人同意その他の別の法的根拠が必要
現行法下の評価	本人単位の法人格を越えた横断分析は事実上実装困難な処理類型

★ POINT

本人単位の横断分析は、委託構成とは別の法的根拠が必要となる。

避けるべき分析（例）	理由
同一利用者の複数法人サービスの利用状況の横断分析	本人単位の法人格を越えた名寄せ
広告配信事業者による既存顧客の除外処理	本人情報の法人格を越えた突合

★ POINT

法人格を超えた横断分析は、現行法下では別途同意等が必要で実装困難。

設計だけでなく、運用・記録の両面で立証可能にする

- 各社別の処理パイプラインがアクセス制御により分離されていること
- 処理スクリプト・処理ログに本人識別子の突合処理が組み込まれていないこと
- 成果物として生成される統計値が個人に逆算され得ない粒度であること
- 以上を契約・仕様書・監査記録において確認可能な状態に保つこと

★ POINT

検査・苦情対応の場面で説明可能性を確保できる状態を保つ。

テナント分離

提供元ごとに環境を分離し混合を防ぐ

アクセス権限分離

案件・担当ごとに最小権限を付与

パイプライン分離

各社別の処理経路・スクリプトを独立化

各社別の独立処理を、契約だけでなく技術的に担保する

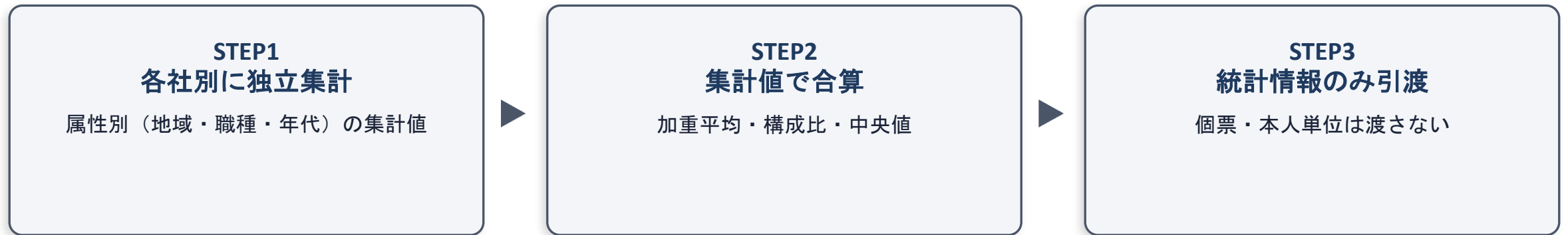
★ POINT

分離は契約上の約束だけでなく、技術的構成として実装する。

区別	内容	評価
本人単位の突合	同一本人を識別し複数社データを統合	× 委託枠外
統計上の合算	各社別集計値を合算・加重平均(同一性判定なし)	○ 許容余地

★ POINT

突合を伴わない限り、サンプル数増加目的の統計合算は許容され得る。



本人単位の同一性判定を伴わず、市場全体の傾向を示す統計情報のみを生成する

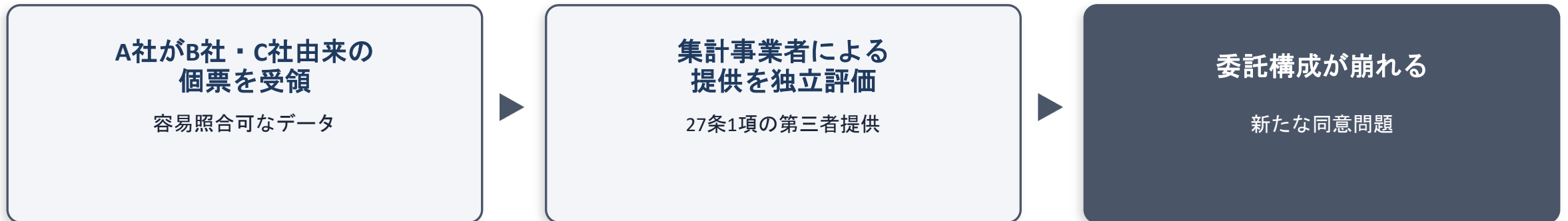
★ POINT

三段階設計により、現行法下のFAQの整理と整合する。



★ POINT

対応関係が排斥された統計情報は、原則として個人情報保護法の規律対象外。



★ POINT

成果物利用者を各社の委託先とする構成は、ガバナンス上現実的でないことが多い。

#	n=1対策(出力前の安全策)
①	n=1など一定数未満は非公表／上位セルへ統合
②	ノイズ付与
③	法務・プライバシーチェックのプロセス組込み

エリア×業種×年代×性別×月等を細かく掛け合わせると、少数セルから個人・少数事業者が推知され得る。

★ POINT 細かすぎる集計は形式上「統計情報」でも実質的に個人情報・個人データの規律を受け得る。

#	整備要素	#	整備要素
1	委託者及び受託者の責任の明確化	5	契約内容が遵守されていることを委託者が、定期的に、及び適宜に確認できる事項
2	個人データの安全管理に関する事項	6	契約内容が遵守されなかった場合の措置
3	再委託に関する事項	7	事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項
4	個人データの取扱状況に関する委託者への報告の内容及び頻度	8	契約終了時の措置

★ POINT 特に契約終了時の削除義務（できれば削除証明書交付）が、長期的な再利用リスク遮断に有効。

委託元としての主体性を放棄しない

- 委託先が用意するひな型をそのまま採用し、各提供元が独自要件を加えないケースが多い
- これは委託元としての主体性を放棄する整理であり、検査・苦情・訴訟で説明可能性を欠く
- ひな型は出発点。各社の取扱データの性質・安全管理水準・リスク許容度に応じて補強する

★ POINT

取引先のひな型は出発点に過ぎない。各社が委託元として個別に確認・補強する。

統計情報の生成完了後、
集計事業者環境から元データを速やかに削除
(削除証明・削除ログで履行を確認)

元データが長期残存する設計は、独自利用・漏えい・開示請求のリスク源となる

★ POINT

削除時期の明確化が、長期的な再利用リスクを遮断する要。

論点	内容
取得段階	要配慮個人情報の取得は原則本人同意が必要(20条2項)
委託提供	適法取得後の委託提供は、他の個人データと同じ規律で可
上乗せ要件	要配慮個人情報であることを理由とする追加要件はない
実務上の含意	委託構成なら、要配慮を含むサービスも同じ枠組みで設計できる

★ POINT

現行法の委託構成では、要配慮個人情報固有の追加負担は生じない（利便性の一つ）。

✓	現行法・委託構成の必須要素
<input type="checkbox"/>	統計データ作成業務として委託(27条5項1号)／業務範囲を具体特定(Q7-38)
<input type="checkbox"/>	各社別管理・各社別処理(テナント分離)
<input type="checkbox"/>	本人突合・名寄せ禁止(Q7-43)／統計値レベルで合算
<input type="checkbox"/>	集計事業者の独自利用禁止(Q7-37)
<input type="checkbox"/>	成果物は統計情報限定／少数セル対策
<input type="checkbox"/>	委託先監督義務の履行(25条)＋元データの削除時期明確化

★ POINT

ここまでが「土台」。次から本日の中心＝改正法に入る。

第Ⅲ部

令和8年改正法 — 統計作成等・30条の2・30条の3

本日の中心 — 入口・流通・出口管理で理解する

入口を開く

- 利活用ルートの整備
- 統計作成等目的なら同意なく取得・提供できる道

出口を締める

- 停止請求・命令・課徴金・罰則の強化
- 逸脱・悪質利用に重い責任

単純な緩和でも強化でもなく、両方向の見直しの組合せ

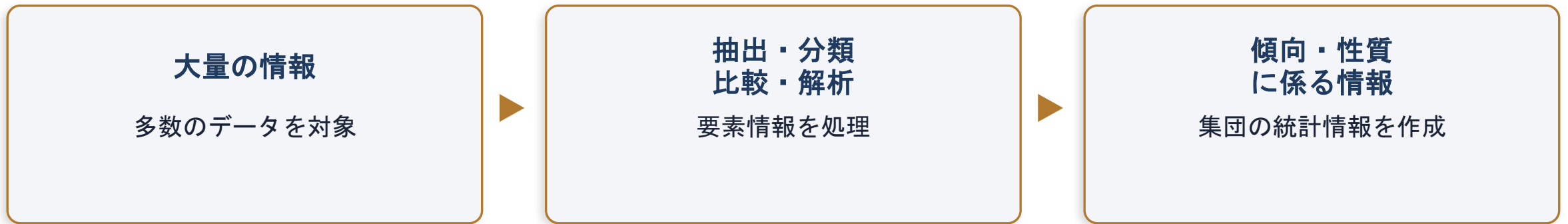
★ POINT

「入口を開く」と「出口の管理責任を重くする」がセット。

#	局面	関係条文
①	統計作成等という法定概念ができる	2条13項
②	統計作成等目的の第三者提供特例ができる	30条の2
③	委託先自身に直接義務が課される	30条の3

★ POINT

本サービスは①②③のすべてに直接関係する。以下、順に掘り下げる。



除外①「個人に関する情報であるもの」 / 限定②「権利利益侵害のおそれが少ない（委員会規則）」

★ POINT

統計情報生成のプロセス自体を「統計作成等」として正面から法定。

要件	OK例	NG例
大量情報を対象	10万人分の購買傾向分析	1人分の大量の購買傾向
抽出・分類・比較・解析	年代別・地域別に分類	個人別に分類
傾向・性質を作成	疾病傾向・消費傾向	個人の情報からその個人の病歴推定
個人に関する情報を作らない	統計表・AIモデル	個人スコア・個人評価
権利利益侵害のおそれが少ない	匿名的・統計的分析	差別・選別・勧誘目的

★ POINT

「単なる集計」ではなく、5要件すべてを満たす低リスク分析に限定される。

1 対象は集団（個人でない）

2 目的は全体傾向・性質の把握

3 処理は分類・比較・解析

4 成果物は集団の統計情報

5 権利利益侵害のおそれが少ないものに限定

★ POINT

大量データ分析一般の自由化ではなく、低リスク類型に限定。

限定	効果
「個人に関する情報を除く」	個人別スコア・推薦・個別判断は対象外
「委員会規則で定めるもの」	最終的範囲は委員会規則に委任

★ POINT

本人再識別・再接続・個人別判断を伴う処理は統計作成等から外れる。

従来（曖昧）

- 暗黙に「統計処理は比較的自由」と整理
- 外延が条文上明確でなかった

改正（連結）

- 法定概念として切り出し
- 取得特例・提供特例・目的外利用禁止・課徴金と接続

統計作成等は、利活用ルートであると同時に責任を伴う法定枠組み

★ POINT

「統計だからフリー」の感覚は、条件と責任が明確化される方向に変わる。

場面	評価
大量データから汎用的傾向を学習して行うAIモデルの開発	特例対象と考えられる
自社開発のAIモデルに特定個人のデータを入力して分析させる	特例対象外。利用目的の問題。
他社のAIモデルに特定個人のデータを入力して分析させる	特例対象外。利用目的＋第三者提供の問題
外国事業者のAIモデルに特定個人のデータを入力して分析させる	特例対象外。利用目的＋外国第三者提供の問題

★ POINT

統計作成等にAIの「開発段階」は含まれ得るが、「利用段階」は含まれない。

入口 → 流通 → 出口管理 の3トラック

① 取得（入口）

統計作成等目的のみ、公開された要配慮個人情報を、公表を条件に同意なく取得（1～4項）

② 提供（流通）

統計作成等目的のみ、双方公表＋書面合意で第三者提供（5～9項）

③ 歯止め（出口管理）

目的外利用・再提供・越境を制限し川下拡散を遮断（10～14項）

★ POINT

「同意」 → 「公表」。入口・流通・出口管理の3段で、統計作成等の枠に閉じ込める制度。

類型	内容	主な条項	緩和されるもの
① 取得特例(入口)	現に公開の要配慮個人情報を統計作成等目的等で取得	1～4・10～14項	要配慮個人情報の取得同意(20条2項)
② 提供特例(流通)	第三者が統計作成等目的で使う提供	5～14項	目的外利用・第三者提供規制(18・27条1項)

★ POINT

緩むのは「同意」だけ。出口(10項以下)はむしろ通常より厳しい。

ネット等で「現に公開」された要配慮個人情報、同意なしで取得する。

□ 公開された要配慮個人情報取得

取扱い目的の全部が統計作成等目的／提供目的であることが条件。 本人同意不要 20条2項の例外

□ 公表が”入場券”

①氏名・統計作成等の内容等を公表(1項)／②取扱い期間中は継続公表(2項)／③変更は原則事前公表(3項)

□ 取得者＝特例要配慮個人情報取得者

保有情報＝統計作成等用要配慮個人情報等。

－ 利用は公表した範囲を超えて禁止(①統計作成等／②提供／③両方)

⇒ 目的外利用×(4項・18項の特則)

① 目的限定

取扱目的の全部が統計作成等目的／
提供目的

② 現に公開

現に公開されている要配慮個人情報
に限る

③ 事前公表

事業者名・統計作成等の内容等
を公表

3つが揃って → 20条2項の例外として同意なく取得可

★ POINT

三要素が揃って初めて、20条2項の例外として取得が認められる。

情報の例	特例対象
本人が公開プロフィールで公表した病歴・信条等	○ なり得る
新聞記事・公開インタビュー掲載の要配慮情報	○ なり得る(別途著作権の問題)
非公開DBから取得した病歴情報	× 対象外と考えるべき
取得時点では非公開の情報	× 対象外と考えるべき
同内容でも非公開ルートから取得	× 対象外と考えるべき

★ POINT

判断基準は「取得時点で公開されていること」。非公開ルートからの取得は乗らない。

局面	公表のタイミング
取扱期間中	継続公表
実質的変更	原則「事前公表」
氏名等の形式的変更	「事後速やか」で足りる

★ POINT

一度公表すれば終わりではない。取り扱う間は継続公表が必要。

OK（公表した範囲）

- 公表した統計作成等
- 公表した特例提供

NG（範囲外）

- 営業利用
- 個人スコアリング
- 本人への個別勧誘
- 人事評価・採用判断

★ POINT

取得できる＝自由に使える、ではない。利用範囲は公表内容に強く縛られる。

取得者が統計作成等目的のみで第三者提供する。

- 第三者提供も同意なしでOK
提供目的の全部が統計作成等目的であること。 本人同意不要 18条・27条1項の例外
- 2つの条件をセットで充足
 - ① 双方が氏名・統計作成等の内容を公表(5項1号) ② 書面合意で「本条による提供」と明記(5項2号)
- 受領できるのは2類型のみ
 - ① 個人情報取扱事業者(=特例個人情報受領者) ② 行政機関の長等(72条の3で取扱い)
- 受領情報＝提供統計作成等用個人情報等
 - ① 継続公表(6項)
 - ② 変更は双方事前公表(7項)
 - ③ 利用は公表内容の範囲内(9項)

※外国にある第三者へ提供する場合は、相手方が「基準適合体制」を整備していることが必須

★ POINT 委託と違い「第三者提供」だが同意は不要。提供先にも義務が連鎖する。

要件	内容
提供先	個人情報取扱事業者 又は 行政機関の長等
外国提供先	相当措置を継続する「基準適合体制」が必要
目的	提供先の取扱目的の全部が統計作成等目的
公表(5項1号)	提供元・提供先双方の名称・統計作成等の内容等を公表
書面合意(5項2号)	「30条の2第5項に基づく提供」を書面／電磁的記録で明記
再提供	同特例で受けた情報の横流しは不可

★ POINT

公表（1号）＋書面合意（2号）がセット要件。外国提供先は基準適合体制が前提。

委託（27条5項1号）

- 提供先＝「第三者に該当しない」
- 委託先監督義務（25条）あり
- 公表は不要

特例（30条の2-5項）

- 提供先＝「第三者」（同意例外）
- 委託先監督義務（25条）なし
- 双方の公表・合意義務あり

法的構成が根本的に異なる――これが使い分けの核心（第Ⅳ部で詳説）

★ POINT

委託＝第三者でない／特例＝第三者提供。出発点から構造が違う。

提供先（特例個人情報受領者）の義務

- 受領情報＝提供統計作成等用個人情報等。取扱期間中は継続公表（6項）
- 公表事項の変更は、提供元・提供先の双方が事前公表する場合に限る（7・8項）
- 利用は公表内容の統計作成等の範囲内のみ（9項）

★ POINT

提供元との協調が制度的に要請され、提供先も直接義務を負う。

歯止め(共通の規律) 第10~14項
川下へのデータ拡散を遮断するためのブレーキ

連鎖(再提供)の禁止

本条/31条の3で受領した情報は、再び本条の同意なしに提供には使えない

5項ただし書

再提供の制限

個人データ・個人関連情報の第三者提供は原則禁止(法令に基づく場合等/取得者の5項提供を除く)

10・11項

越境提供のルール

基準適合体制の外国第三者へは、相当措置の継続実施確保+情報公表が必要(28条3項は不適用)

13項

安全管理等の準用

安全管理措置等(23~25条)・個人関連情報提供時(29条1項・2項)を準用

14項

★ POINT

本人同意なしで取得・提供された情報を「統計作成等の枠の外に出さない」4つのブレーキ。



加えて、Bが受領した個人データの第三者提供も原則禁止（10項）

★ POINT

本条／31条の3で受領した情報は、再び本条の同意なし提供に使えない（5項但書）。

項目	内容
外国提供先の要件	基準適合体制の整備
提供元の義務	相当措置の継続的实施を確保
透明性	必要な措置に関する情報を公表
通常ルールとの関係	28条3項は適用されない

★ POINT

越境は28条の同意ルートでなく、基準適合体制＋継続確保で処理する。

- 現行法でも委託先は委託元と一体とされ、委託業務の範囲外利用は許されないと考えられてきた
- ただしその構造は、主として委託元の監督義務（25条）を通じて間接的に実現されていた
- 改正は新たな制約の創設ではなく、この「範囲外利用の禁止」を委託先固有の直接義務として法文化（明確化）するもの

★ POINT

第Ⅱ部で見た委託構成の規律は維持され、改正はその責任の所在を明確化する。

現行法の構造

- 25条の監督義務が中核
- 委託先自身の直接義務は法文上正面になかった
- 範囲外利用はまず「委託元の監督不十分」として把握

現行法の課題

- 印字・封入等の機械的処理では支障が小さい
- クラウド・SaaS・BPO・AI受託で委託先が裁量をもつ
- 「単なる委託先か独立主体か」が曖昧に

★ POINT

新しい処理形態で「委託の範囲」が見えにくくなっていた。

現行（間接・反射）

- 監督義務（25条）の反射として把握
- 委託先自身への直接義務は法文上乏しい

改正（直接・固有）

- 委託先固有の直接義務として法文化
- 委託業務遂行に必要な範囲を超える取扱いを禁止
- 受託データの自社分析・品質向上・別開発・汎用AI学習への転用は問題化

「受託したから使える」→「委託業務遂行に必要なだから使える」へ整理が改められた

★ POINT

監督義務の反射とされてきた範囲外利用禁止を、委託先固有の法的義務として明確化。

区分	規律
独自判断を伴う委託先	30条の3の直接義務
機械的・受動的な受託者	58条の2の限定的な適用調整

58条の2の要件＝① 委託契約で取扱方法等（委員会規則事項）を定める ② 委託業務遂行に必要な範囲内 ③ 運用が契約どおり。想定：入力・印字・発送・スキャン・形式変換等。

★ POINT

誰がどこまで取扱方法を決めるかで規律を組み分ける。秘密保持条項のみでは足りない。

- クラウド例外＝外部事業者が契約・運用上、保存された個人データを「取り扱わない」場合の整理（Q7-53）
- 第三者提供にも委託にも当たらないとされ、取り扱わない場合の安全管理の考え方はQ7-54
- 2024年3月、現実に個人データを取り扱うクラウド事業者には規律が及ぶ旨の注意喚起
- 改正後も例外自体は消えないが、「取り扱わない」前提を維持できるかがより厳密に問われる

★ POINT

「クラウドだから当然に例外」ではなく、取り扱わない実態の確保が問われる。

個人関連情報の特例提供（31条の3）の概要

- 30条の2第5項但書・10項・11項が参照する関連規定
- 個人関連情報ベースでも、統計作成等目的の提供に継続公表・変更公表等の枠組みが及ぶ
- 個人データに至らない段階（個人関連情報）にも、抜け穴防止の規律が及ぶ

★ POINT

加工途中の情報や個人関連情報の段階で抜け穴ができることを防ぐ趣旨。

構成	要配慮個人情報固有の負担
委託構成(現行・改正)	取得済みなら追加負担は少
特例提供(30条の2)	公表・合意がより詳細化し得る
公開情報からの新規取得	取得特例(1項) = 事前公表が前提

★ POINT

要配慮個人情報を含む場合は、構成ごとの負担差を意識する。

OK：集団の傾向⇒統計情報

- 20代女性の購買傾向
- 地域別の疾病傾向
- 業種別の離職傾向

NG：個人の評価⇒非統計情報

- Aさんの疾病リスク
- Bさんの思想傾向
- Cさんの採用適性

★ POINT

特定個人に関する大量の情報を分析して傾向分析しても、それは「統計情報等作成」ではない。

評価	処理(例を含む)
X	同一本人の複数サービス横断の名寄せ
X	個人別の頻度・スコア・評価作成
X	自社独自DBとの本人単位突合
X	少数セルで個人・店舗・企業が推知される粒度
X	AI学習・自社サービス改善目的での再利用／公表義務を欠く特例運用

★ POINT

改正法は規律の「緩和」でなく「ルート追加」。個人単位処理の禁止等は維持。

特例取得／受領
データ

統計作成等に限定

公表範囲を超える
利用・第三者提供

目的外利用・横展開

課徴金
(利得剥奪型)

財務リスクに直結

★ POINT

データ利活用が収益に直結する事業ほど、違法な横展開は財務リスクとなる。

区分	条文(改正案)
措置命令	147条以下
課徴金納付命令	148条の3以下
不正取得罪 等	180条 等

★ POINT

特例の出口違反は行政制裁・刑事責任に接続する。経営課題として設計する。

入口（特例ルート新設）
＋
出口（公表・範囲制限・再提供禁止・課徴金）
＝ 条件と責任のセット

★ POINT

特例は目的限定と透明性が前提。「特例だから自由」ではない。

第Ⅳ部

使い分けと改正移行の実務

委託構成か、統計作成等特例か — 改正後の意思決定

観点	委託構成(27条5項1号)	特例提供(30条の2-5項)
提供先の位置	第三者に該当しない	第三者(同意例外)
監督義務(25条)	あり	なし
公表・合意義務	委託契約書の締結を要するが、公表は不要	必要(双方)
範囲制限・再提供禁止	契約ベース	法令で直接

★ POINT

「委託＝第三者でない／特例＝第三者提供」。出発点から構造が違う。

軽くなる

- 委託先監督義務（25条）が外れる
- 各社独立監督という負担が解消
- 契約・運用設計の自由度が増す

重くなる

- 事前／継続公表
- 書面合意
- 特例再提供禁止

★ POINT

「25条が外れる代わりに双方向の義務が新設」＝負担の付替え。

#	追加義務	条項
i	提供元の事前・継続公表	5項1号・6項
ii	書面合意	5項2号
iii	提供先の継続公表	6項
iv	双方の取扱範囲制限	4項・9項
v	再提供禁止	10・11項
vi	越境の相当措置確保・公表	13項

★ POINT

負担総量で見れば、特例が必ずしも委託より軽いとは言い切れない。

委託（25条監督が重い） ⇔ 特例（公表・合意・継続義務が重い）
総量はケース依存

「施行後は当然に特例へ切替え」という単純発想は合理的でない

★ POINT

いずれを採るかは比較考量。短絡的な切替えはリスクを生む。

軸	内容
a	提供元の数と独立性
b	公表文・合意書テンプレートの整備コスト
c	処理内容(個別委託向きか／統合処理向きか)
d	成果物の利用形態
e	越境移転の有無

★ POINT

いずれを採るかは、これら5軸を踏まえた比較考量の対象。

類型	外部事業者の立場	5項特例の要否
委託	委託元のために処理	原則不要
第三者提供	提供先が自社目的で統計作成等	必要になり得る
共同利用	共同利用要件次第	個別検討
共同研究	研究／学術研究例外との整理	個別検討

★ POINT

まず「委託で足りるか」を検討する。委託なら提供先は第三者でなく、5項特例は原則不要。

初回・直近

現行法ベースの委託構成（27条5項1号）で開始



施行後・継続運用

30条の2特例へ移行（再設計を最小化）

契約・公表文・処理仕様・社内統制を、移行可能な形で並行整備しておく

★ POINT

初回は委託、定期運用は特例を見据える二段構えが現実的。

区分	時期
原則施行	公布日から2年以内の政令日(予想:令和10年4月1日)
罰則の一部先行	公布日から6か月(附則1条3号)
2条13項・30条の2/3	本体施行を待つ

★ POINT

直近開始案件は現行法(委託)で設計しつつ、特例移行の準備を並行する。

準備項目	内容
契約	施行を停止条件とする特例関連条項を予め盛り込む
公表文	30条の2利用時の追加記載項目フォーマットを用意
処理仕様	各社別処理→(特例下の)統合処理への移行可能性を明記
体制	データ分類・アクセス・監査・承認の社内統制を整備

★ POINT

施行時に大幅な再設計を要さないよう、今から土台を作る。

✓	事項	✓	事項
<input type="checkbox"/>	委託／統計作成等業務の範囲	<input type="checkbox"/>	アクセス権限管理
<input type="checkbox"/>	提供データ項目	<input type="checkbox"/>	ログ管理
<input type="checkbox"/>	各社別管理・各社別処理	<input type="checkbox"/>	保存期間
<input type="checkbox"/>	本人突合・名寄せ禁止	<input type="checkbox"/>	削除・返却（＋削除証明）
<input type="checkbox"/>	独自利用禁止（具体列挙）	<input type="checkbox"/>	漏えい時報告
<input type="checkbox"/>	再委託制限／成果物は統計情報限定	<input type="checkbox"/>	元データの削除時期

★ POINT 特に「削除時期」と「独自利用禁止」を具体化する。

追加条項	趣旨
「本条(30条の2第5項)による提供」明記	5項2号の書面合意要件
双方の公表事項・変更公表の連動	6～8項の連動公表
提供先の取扱範囲(公表内容内)限定	9項
再提供禁止・連鎖禁止	5項但書・10・11項
越境時の相当措置確保・公表	13項

★ POINT

委託契約に、特例特有の公表・範囲・再提供・越境条項を上乗せする。

書類・対応	内容
公表文	事業者名・取得情報・統計作成等の内容・提供目的等
書面合意	「30条の2第5項に基づく提供」である旨
利用目的管理表	公表した統計作成等の範囲を明確化
データ管理台帳	取得元・取得日・公開情報である旨の確認
提供先審査	提供先が統計作成等目的に限定しているか
外国提供先管理	基準適合体制・相当措置・公表事項の確認
安全管理措置	アクセス制御・ログ・削除・再提供禁止管理

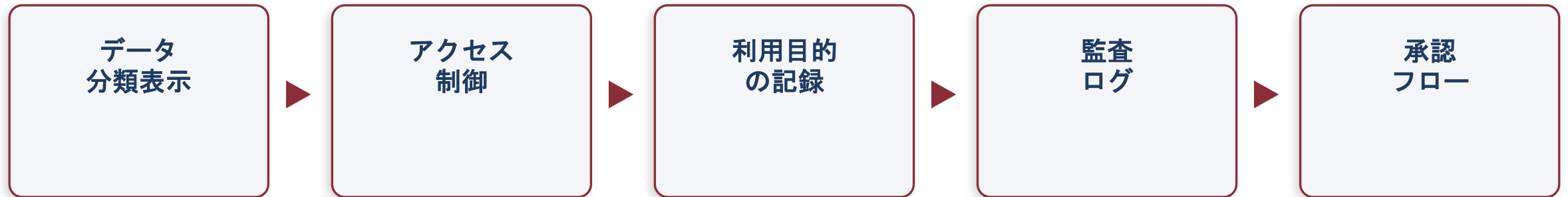
★ POINT

プライバシーポリシー修正だけでは足りない。取得～削除までの管理ルールを整備する。

区分	記載／運用
必須記載	事業者名・統計作成等の内容・提供目的での取扱いの旨（個別具体的に）
双方公表	提供元・提供先の双方が公表（5項1号）
継続／変更	継続公表＋変更時公表（事前／事後の切り分け）

★ POINT

「業務委託先に提供する場合があります」程度の抽象記載では足りない。



★ POINT

特例取得／受領データを「後で何にでも使えるデータ」にしない統制が適法性の核。

整理しやすい（市場統計）

- エリア別の取引・申込件数
- 区分別の平均単価・時給
- 月次・四半期の推移
- 母数十分な年代別・性別傾向

避ける（個人分析）

- 個人別の利用頻度
- 個人別スコア・評価
- 複数サービス横断の名寄せ
- 横断的履歴分析

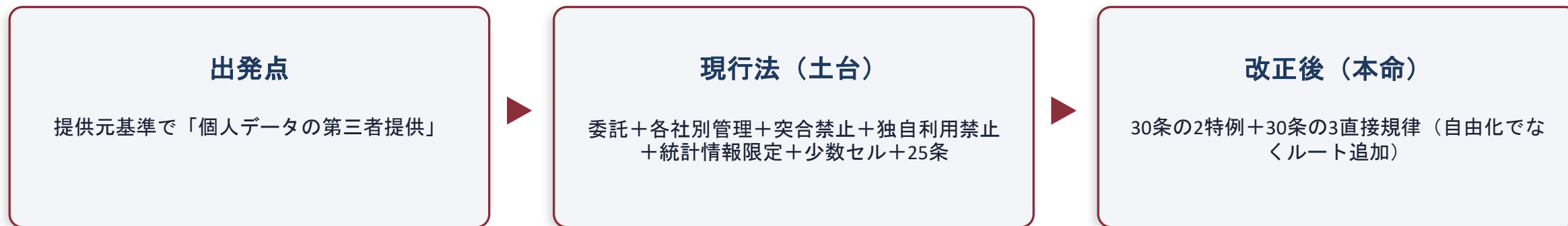
★ POINT

レポートは個人分析ではなく市場統計に徹する（現行・改正に共通）。

項目	現行法(委託構成)	改正法(特例提供)
法的構成	第三者でない	第三者提供
同意	不要	不要
監督義務(25条)	あり	なし
公表・合意	不要	必要(双方向)
範囲制限・再提供禁止	契約ベース	法令で直接
適する場面	直近開始・個別委託	施行後・統合処理

★ POINT

自由化でなく規律ルートの追加。負担を比較考量して選ぶ。



違反は措置命令（147条～）・課徴金（148条の3～）の対象となり得る

★ POINT

初回は現行法、定期運用で特例移行を検討する二段構えが最も現実的。

入口 → 流通 → 出口管理 の3トラック

① 取得（入口）

公開された要配慮個人情報、公表を条件に同意なく取得（1～4項）

② 提供（流通）

統計作成等目的のみ、双方公表＋書面合意で第三者提供（5～9項）

③ 歯止め（出口管理）

目的外利用・再提供・越境を制限し川下拡散を遮断（10～14項）

★ POINT

「同意→公表」、入口(1-4)・流通(5-9)・出口管理(10-14)。

① 本当に統計作成等か

5要件・集団傾向に閉じているか

② 個人に戻っていないか

個人評価・個別勧誘に使っていないか

③ 文書で説明できるか

公表・書面合意・データ管理・再提供禁止

同意不要の緩和規定 = 統計作成等に閉じ込めるガバナンス規定

★ POINT

第30条の2は「緩和」と「ガバナンス」の二面を併せ持つ。

論点	一言
委託か特例か	5軸の比較考量で個別判断(まず委託で足りるか)
公表の粒度	透明性と事業機密の均衡(規則・GL待ち)
越境の扱い	基準適合体制+相当措置の継続確保
AI開発との関係	工程・出力ごとの統計作成等該当性判断

★ POINT

いずれも「目的限定・透明性・個人単位処理の回避」が共通の軸。

お問い合わせ

弁護士法人三宅法律事務所

TEL: 03-5288-1021 (代表)

弁護士 渡邊 雅之

Email: m-watanabe@miyake.gr.jp

弁護士 越田 晃基

Email: k-koshida@miyake.gr.jp

※ 本資料は令和8年4月7日閣議決定法案に基づく分析であり、今後の国会審議・政令・委員会規則・ガイドライン等により具体的要件・運用は変動し得る。

★ POINT ご質問・個別案件のご相談は上記まで。